

1 動物愛護支援

【県】

～ 何があったか、どう対応したか ～

【県】

【広域振興局等】

○ドッグフード、ケージ等、救援物資の配付

- ・動物愛護団体等の協力により、避難者に対し、直接、ドッグフード、ケージ等、救援物資の配付を行った。

○飼養状況の把握、助言

- ・避難所を巡回し、飼養状況の把握、飼養方法への助言を行った。

○一時預かり、保護収容

- ・避難所等で飼えない犬ねこの一時預かりを行った。
- ・飼い主不明犬の保護収容を行った。

～ 苦労したこと、学んだこと（教訓） ～

【県】

【広域振興局等】

○状況に応じた指導等の必要性

- ・通常時の指導ではなく、災害発生時のその時々状況に応じた指導等を行う必要がある。

○収容施設の限界

- ・現行の収容施設は、狂犬病予防業務のための放浪犬収容の施設であり、一時預かりにはそぐわない。また、朝夕の散歩等、日常の飼養管理に不安があった。
- ・疾病、負傷した動物の対応（治療等）について、収容施設では、充分にできない状況である。

○物資のニーズ

- ・避難者が必要とした支援物資と実際に受け付けた支援物資について、ニーズに沿わなかったものがあつた。ケージの要望はあつたが、サークルの要望は少なかつた。また、飼料については、大袋より、小分けになつたものの方が、役に立つたようである。

～ 教訓をどう生かすか、どんな取組が必要か ～

県

【広域振興局等】

○シミュレーションの実施

- ・平常時から、種々の状況を想定し、それらの状況に応じた指導等について関係者間で検討しておく必要がある。

○動物取扱業者、動物病院等との協力体制

- ・一時預かりや、救援物資の配付等、動物取扱業者の協力を得ながらすすめる必要がある。
- ・疾病、負傷した動物の対応について、動物病院等の協力が必要と考える。

○普及啓発

- ・災害に備えて飼主が行う対策も重要であり、日常的にも、正しい飼い方の啓発が必要である（個体識別措置、避妊去勢、日常のしつけ、係留・室内飼養に馴らすこと、必要な物資の用意など）。

○必要物資の検討等

- ・支援物資については、あらかじめ必要となりそうな物資を検討しておくこと、避難者のニーズを的確につかむことが必要である。